

令和4年

7月号

# 事務所通信

小笠原税理士事務所

〒272-0826 千葉県市川市真間 5-7-4

mei\_222@circus.ocn.ne.jp

TEL 047-712-0466 ・ FAX 047-712-0467



小岩菖蒲園のハナショウブ

## 令和4年7月の税務と提出期限

- ① 7月11日・・・令和4年6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付期限  
年2回納付の特例適用者は、令和4年1月から6月までの源泉所得税を納付
- ② 8月1日・・・令和4年5月決算法人の確定申告期限（法人税・消費税・法人事業税等）
- ③ 7月中において市町村の条例で定める日・・・固定資産税（都市計画税）の納付（第2回分）

## 今月の気になった新聞記事

- 1) **マイナンバー普及促進で従来の保険証が廃止?**・・・政府は、現行の「健康保険証」を将来的に原則廃止し、マイナンバーカードに一本化する方向で検討に入った。マイナンバーカードは、過去に処方された検診などの情報が確認できる。しかし、マイナンバーカードを利用できる医療機関は、全体の2割弱にとどまる。
- 2) **国税庁AI（チャットボット・ふたば「インボイス」相談開始**・・・国税庁の人工知能・AIのチャットするロボット「ふたば」が、「インボイス制度」に関する相談を土日、夜間に限らず24時間対応している。
- 3) **ビットコインが記録的な値崩れ**・・・仮想通貨の代表的存在であるビットコインの相場が、75%も下落している。仮想通貨を持っている人が、ビットコインを売却して、別の仮想通貨を買った時に売却時にビットコインは利益が確定される（収入-購入額-必要経費=利益）「暗号資産同士の交換は非課税」という間違った情報が飛び交っているのでご注意下さい。

## 帳簿の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置

◆2022年度税制改正では、納税環境の整備の一環として、帳簿の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置が整備されています。

過少申告加算税制度及び無申告加算税制度について、一定の帳簿の提出がない場合又は記載すべき事項のうち収入金額の記載が不十分である場合には、申告漏れ等に係る法人税等の5%又は10%に相当する金額が加算されます。適用時期は2024年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税からとなります。

◆納税者が、一定の帳簿に記載すべき事項に関し所得税や法人税、消費税に係る修正申告書や期限後申告書の提出、更正や決定があった時前に、

国税庁等の職員から帳簿の提示又は提出を求められ、かつ、(1)帳簿を提示等しなかった場合や収入金額等の記載が「著しく」不十分な場合、(2)収入金額等の記載が不十分な場合には、過少申告加算税又は無申告加算税について法人税等の5%又は10%に相当する金額が加算されます。

◆具体的には、国税職員から帳簿の提示等をもとめられ、かつ(1)か(2)の場合のいずれかに該当するときは、その帳簿に記載すべき事項に関し生じた申告漏れ等に課される過少申告加算税の額又は無申告加算税の額については、

通常課される過少申告加算税の額又は無申告加算税の額にその申告漏れ等に係る所得税や法人税、消費税の10%（(2)に掲げる場合に該当する場合には、5%）に相当する金額を加算した金額とするとされています。

◆上記の「一定の帳簿」とは、

- ア. 所得税又は法人税の青色申告者が保存しなければならないこととされる仕訳帳及び総勘定元帳、
- イ. 所得税又は法人税においてア. の青色申告者以外の者が保存しなければならないこととされる帳簿、
- ウ. 消費税の事業者が保存しなければならないこととされる帳簿のうち、売上金額又は業務に係る収入金額の記載についての調査のために必要があると認められるものをいいます。

◆また、上記(1)の「記載が著しく不十分である場合」とは、

その帳簿に記載すべき売上金額又は業務に係る収入金額のうち2分の1以上が記載されていない場合をいい、上記(2)の「記載が不十分である場合」とは、その帳簿に記載すべき売上金額又は業務に係る収入金額のうち3分の1以上が記載されていない場合をいいます。なお、これらの金額が記載されていないことにつきやむを得ない事情があると認める場合には、適切に配慮することします。





## 相続土地の所有権移転登記の登録免許税の免税を延長

1. 相続による土地の取得した個人の登録免許税の免税措置が延長、2022年度の税制改正において

- (1) 相続により土地を取得した個人が登記を受ける前に死亡した場合、
- (2) 少額の土地を相続により取得した場合の登録免許税の免税措置について、  
**その適用期限が2025年3月31日まで3年延長された。**



(1)の相続により土地を取得した個人が登記を受ける前に死亡した場合の登録免許税の免税措置は、相続（相続人に対する遺贈を含む）により土地の所有権を取得した個人が、その相続によるその土地の所有権の移転登記を受ける前に死亡した場合には、2025年3月31日までに、その死亡した個人をその土地の所有権の登記名義人とするために受ける登記については、登録免許税を課さないこととされている。

また、(2)は、個人が、2025年3月31日までに、土地について所有権の保存登記（不動産登記法第2条第10号に規定する表題部所有者の相続人が受けるものに限る）又は相続による所有権の移転登記を受ける場合において、これらの登記に係る登録免許税の課税標準となる不動産の価額が100万円以下の場合は、その土地の所有権の保存登記又はその土地の相続による所有権の移転登記については、登録免許税を課さないというもの。

上記の「不動産の価額」は、市町村役場で管理している固定資産課税台帳に登録された価格がある場合は、その価格。固定資産課税台帳に登録された価格がない場合は、登記官が認定した価額になるので、その不動産を管轄する登記所に問い合わせる必要がある。ちなみに、相続による土地の所有権の移転登記及び土地の所有権の保存登記は、ともに本則税率が0.4%のところ、2025年3月末までは免税となるわけだ。

## 税金のこと 世の中 いろいろ よもやま話

### 1) 日本郵便 税の滞納者の転居先を開示

日本郵便が税金滞納者の転居先情報を国や自治体が開示するよう制度を改める方針を固めた。今年の夏郵便事業の個人情報保護の指針解説を改正する。これまで、郵便法に定められた「信書の秘密」の原則に基づき、開示に応じていなかった。しかし2017年住所照会に回答する義務があると判決が下された。

### 2) パート（短時間労働者）さんの社会保険・厚生年金保険、10月から適用拡大！

2020年5月に成立した年金制度改正法により今年からパートタイマーなどの短時間労働者の社会保険の加入義務が段階的に拡大される。今年10月から従業員数が100人超、2024年10月から50人超に、対象となる短時間労働者は、週20時間以上、雇用期間1年以上見込み、月額賃金が8万8千円以上、学生以外という条件、10月からは、雇用期間が2ヵ月超の労働者も、会社負担額が労働者一人当たり16万円増加との試算。

### 3) オンラインカジノの賭けに勝ったら、一時所得の課税対象になります。

オンラインカジノ（略してオンカジ）で勝ったら、その払戻金に対して税金がかかる。競馬や競艇などのギャンブルは税金がかからないと思っている人ご注意ください。そして負けた掛け金（ハズレ馬券）は、利益から控除出来ないと判決がでました。払戻金を使ってしまって、税金を親族から借りるといふことにならないよう残しておいて下さいね。